

制定 令和5年4月1日  
改正 令和7年7月4日

大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の  
運営にかかる向上支援費支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第1項に基づき市長が確認した特定教育・保育施設及び第43条第1項に基づき市長が確認した特定地域型保育事業者の運営にかかる向上支援費（以下「向上支援費」という。）を支給するにあたり必要な事項を定める。

(向上支援費の種類、対象施設及び内容)

第2条 向上支援費の対象となる経費は、次表のとおり、同表の各対象施設（大阪市内に設置された特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所で公立施設を除く。）における各経費とする。

	保育所	幼稚園	認定こども園			小規模保育事業			事業所内保育事業			家庭的保育事業所
			幼保連携型	保育所型	幼稚園型	A型	B型	C型	保育所型	A型	B型	
嘱託医配置円滑化事業	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
保育所等の事故防止の取組強化事業（看護師等配置）	○	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
アレルギー対応等栄養士配置事業	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
保育士働き方改革推進事業	○	—	○	○	—	○	—	—	○	○	—	—

2 前項に定める各経費の内容（目的、支給要件、支給対象、及び算定基準）は別紙1から別紙4（以下「別紙」という。）のとおりとする。

- (1) 嘱託医配置円滑化事業（別紙1のとおり）
- (2) 保育所等の事故防止の取組強化事業（看護師等配置（別紙2のとおり）
- (3) アレルギー対応等栄養士配置事業（別紙3のとおり）
- (4) 保育士働き方改革推進事業（別紙4のとおり）

3 向上支援費の額は、予算の定めを上限として、別紙で定める各算定基準により算出した経費の額の合計額とする。

(支給認定申請)

第3条 向上支援費の支給認定を申請する者は、大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費支給認定申請書（様式第1号）

を、本市があらかじめ指定した期日までに提出しなければならない。

ただし、年度途中に閉所する施設及び年度途中より別紙で定める各支給要件のいずれかを満たし向上支援費の支給認定を受けようとする者（新たに実施する事業を追加する場合を含む。）は、申請書に記載する事業開始月の末日までとする。

- 2 前項の申請書には、別紙に記載の書類を添付しなければならない。
- 3 第1項の支給認定を受けようとする期間は申請書に記載する事業開始月から当該年度末までとする。ただし、年度途中に閉所する施設は、閉所する月までとする。

#### （支給認定決定）

第4条 市長は、向上支援費の支給認定の申請があったときは、当該申請にかかる書類の内容等が適正であるかどうか審査し、必要に応じて現地調査等を行い、向上支援費の支給認定決定をしたときは、大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費支給認定決定通知書（様式第2号）により向上支援費の支給認定の申請を行った者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の調査の結果、向上支援費を支給することが不適当であると認めたときは、理由を付して、大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費不支給認定決定通知書（様式第3号）により向上支援費の支給認定の申請を行った者に通知するものとする。
- 3 市長は、向上支援費の支給認定申請の提出期限から60日以内を標準的な処理期間とし、当該申請にかかる向上支援費の支給認定決定又は向上支援費の支給を認定しない旨の決定をするものとする。
- 4 前項の規定は、支給認定申請に添付すべき書類が全て添付されている事業にのみ適用し、支給認定申請に添付すべき書類が添付されていない事業については、全ての書類が添付されてから60日以内に向上支援費の支給認定決定又は向上支援費の支給を認定しない旨の決定をするものとする。

#### （支給認定申請の取下げ）

第5条 向上支援費の支給認定の申請を行った者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又はこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費支給認定申請取下書（様式第4号）により申請の取下げを行うことができる。

- 2 申請の取下げをすることができる期間は、支給認定決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日とする。

#### (支給時期等)

第6条 市長は、向上支援費の支給について向上支援費の額が確定する前にその全部又は一部を概算払することができる。

- 2 向上支援費の支給認定決定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、前項の規定による概算払による向上支援費の支給を受けようとする場合は、第4条第1項に基づき決定された向上支援費を別紙で定める各算定基準により算出した経費の額の合計額の範囲内で市長に請求することができる。
- 3 市長は、前項の規定による概算払による向上支援費の支給の請求を受けたときは、概算払の必要性を精査し、必要と認めたときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該請求にかかる向上支援費を支給するものとする。
- 4 市長は、前3項のほか、第10条の規定による向上支援費の額が確定した後に認定事業者から請求を受けたときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該請求にかかる向上支援費を支給するものとする。

#### (内容変更等)

第7条 認定事業者は、第4条第1項に基づき決定された向上支援費について、別紙で定める各支給要件にかかる事業の内容に変更（軽微な変更を除く。）が生じたときは、原則、当該変更が生じた日の属する月の末日までに、大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費支給認定変更届（様式第5号）を市長に対し提出しなければならない。

- 2 前項の変更届には、別紙に記載の書類を添付しなければならない。
- 3 第1項の軽微な変更は、別紙に記載のとおりとする。ただし、事業の目的に変更がない場合に限る。

#### (事情変更による決定の取消し等)

第8条 市長は、向上支援費の支給認定決定をした場合において、その後の事情変更により必要が生じたときは、向上支援費の支給認定決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 2 前項の取消し又は変更を行った場合において、市長は、大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費の事情変更による支給認定決定取消・変更通知書（様式第6号）により認定事業者に通知するものとする。
- 3 第1項の取消し又は変更を行った場合において、市長は、認定事業者が特別に必要となった向上支援費の支給認定を受けた事業を行うため締結した契約の解除等による賠償金について、向上支援費を支給することができる。
- 4 第3条から前条までの規定は、前項の規定による向上支援費の支給について準

用する。

5 認定事業者は、第2項の規定による通知を受けた場合において、取消し又は変更後の向上支援費の額が既に支給を受けた向上支援費の額を下回っているときは、通知を受けた日から20日以内に、既に支給を受けた向上支援費の額から取消し又は変更後の向上支援費の額を差し引いた額を市長が発行する納付書により戻入しなければならない。

6 認定事業者が前項の規定により戻入する向上支援費の額は、第3項の規定による向上支援費の支給がある場合には、当該向上支援費の額と相殺することができる。

#### (支給認定決定にかかる実績報告)

第9条 認定事業者は、支給認定期間を経過した日から10日以内に大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費実績報告書（様式第7号）により市長に報告しなければならない。

2 前項の報告書には、本市所定の次に掲げる書類を添付しなければならない

- (1) 大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費収支決算書（様式第7号）
- (2) 月次利用報告書
- (3) 別紙に記載の書類

#### (向上支援費の額の確定等)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、向上支援費の支給認定決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、支給すべき向上支援費の額を確定し、大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費額確定通知書（様式第8号）により認定事業者に通知するものとする。

#### (向上支援費の精算)

第11条 市長は、第9条第1項に基づく報告により提出された実績報告書の内容を精査し、精算により剰余又は不足が生じていると認める場合には認定事業者あて通知しなければならない。

2 認定事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、本市が指定する日までに、剰余金を市長が交付する納付書により戻入し、又は速やかに不足額にかかる請求をしなければならない。

3 市長は、前項の規定による不足額にかかる請求を受けたときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該請求にかかる向上支援費を支給するものとする。

#### (支給認定決定の取消し)

第12条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、向上支援費の支給認定決定等の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な行為により、向上支援費の支給認定決定等を受けた場合
- (2) 向上支援費の支給認定決定等の内容及びこれに付した条件その他法令等に違反した場合
- (3) 向上支援費を第2条に規定する事業以外の用途で使用した場合
- (4) 第16条第2項各号に定める書類、帳簿等が保管されていないため、向上支援費の実績確認が適切にできない場合
- (5) 支給認定決定の取消しを市長に申し出た場合
- (6) その他、市長が不適当と認める事由が生じた場合

2 前項の規定は、向上支援費について支給すべき額の確定があった後においても適用できるものとする。

3 市長は、第1項に規定する取消しを行ったときは、理由を付して認定事業者に大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費支給認定決定取消通知書（様式第9号）により通知するものとする。

#### (向上支援費の返還)

第13条 市長は、前条第1項の規定により向上支援費の支給認定決定等を取り消した場合において、当該取消しにかかる部分に関し、すでに向上支援費が支給されているときは、期限を定めてその返還を求め、大阪市特定教育・保育施設及びに特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費支給返還決定通知書（様式第10号）により認定事業者に通知するものとする。

2 前項の通知があったときは、認定事業者は返還を求められた額を本市が定める期日までに大阪市あて納付しなければならない。

#### (向上支援費の額の更正等)

第14条 第9条に定める実績報告に誤りがあり、向上支援費に剩余が生じていたことが確認された場合には、市長は、第10条に定める額の確定後もその剩余金を返還させることができるものとし、認定事業者に大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費額更正通知書兼返還決定通知書（様式第11号）により通知し、認定事業者は、その剩余金を本市が定める期日までに返還しなければならない。（ただし、第12条の取消事由にあたる場合を除く。）

2 前項の規定により返還を求められた認定事業者が納期日までに納付しなかった

ときは、税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例（昭和39年大阪市条例第12号）第2条の規定により算出した延滞金を本市に納付しなければならない。

- 3 前項の規定により延滞金を納付しなければならない認定事業者が返還を求められた剩余金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間にかかる延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額の取扱い）

第15条 支給認定期間経過後に、消費税及び地方消費税の申告により向上支援費にかかる消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。なお、認定事業者が全国的に事業を展開する組織の一部（又は一支社、一所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。また、市長は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を納付せることがある。

（関係書類の整備）

第16条 認定事業者は、向上支援費にかかる活動実績及び経費の収支を明らかにした書類、帳簿等（以下「関係書類」という。）を常に整備し、第10条の通知を受けた日の属する年度の3月31日から5年を経過する日まで保存しなければならない。

- 2 前項の関係書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 第9条第2項に規定する関係書類
- (2) 職員（業務委託等により勤務する職員を含む。）の雇用実態が分かる書類（契約書・資格証・職員の出勤及び退勤時間が記録された書類等）
- (3) その他、向上支援費にかかる活動実績等が明確にされている書類

（立入検査等）

第17条 市長は、向上支援費の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、認定事業者に対して報告を求め、又は認定事業者の承諾を得た上で職員に当該認定事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

附則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる要綱は廃止する。

大阪市特定教育・保育施設等運営補助金交付要綱（昭和63年4月1日制定）  
大阪市特定地域型保育事業所運営補助金交付要綱（平成27年4月1日施行）

#### 附則

- 1 この要綱は、令和6年7月30日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行にともない廃止した要綱による令和4年度以前の予算に係る補助については、なお従前の例による。

#### 附則

- 1 この要綱は、令和7年7月4日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

## 嘱託医配置円滑化事業

目的	入所児童の処遇向上及び園児の健康の保持増進を図るため、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等に定められた嘱託医又は園医（医科・歯科）（以下「嘱託医等」という。）の配置を円滑にする。 ※ 配置の方法 委嘱：医師（個人）に嘱託医の職務を委嘱している場合 委託：医療機関に対して嘱託医の職務を委託している場合 雇用：施設の運営法人において雇用している医師が職務を行っている場合
支給要件	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等に定められた嘱託医等を配置すること。
支給対象	支給認定期間において「嘱託医等の配置に要する経費」から「国が定める公定価格の基本分単価に含まれる嘱託医等配置経費」を差し引いた額 ※ ただし、支給認定期間が12か月未満の場合、「嘱託医等の配置に要した経費」を月数で除した額を月額とする。
算定基準	事業開始月の初日時点の次の①～③による区分及び利用定員により規定する算定基準限度額（別表）と支給対象とを比較して低い額 ① 乳幼児割合※が20%以上の民間保育所及び認定こども園 ※ 乳幼児割合：3歳未満児童数÷全利用児童数 ② ①以外の民間保育所及び認定こども園 ③ 私立幼稚園

- 要綱第3条第2項（本市所定の必要な添付書類）
  - ・ 大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費支給認定申請書（嘱託医配置円滑化事業）（別紙1-1）
  - ・ 嘱託医委嘱状、委任契約書など嘱託医の配置を証する書類の写し
- 要綱第7条第2項（本市所定の必要な添付書類）
  - ・ 大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費支給認定変更届（嘱託医配置円滑化事業）（別紙1-2）
  - ・ 嘱託医委嘱状、委任契約書など嘱託医の配置を証する書類の写し
- 要綱第7条第3項（軽微な変更）
  - ・ 委託先の医療機関に所属する別の医師が嘱託医等の業務を担った場合
  - ・ 嘱託医等の都合により、その業務を臨時的に別の医療機関（医師）が担った場合
  - ・ その他、個別事象により市長が軽微と認める場合
- 要綱第9条第2項（本市所定の必要な添付書類）
  - ・ 大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費実績内訳書（嘱託医配置円滑化事業）（別紙1-3）
  - ・ 嘱託医への支払いを証する振込書、領収書等の写し

## 【関係法令】

- ・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（第33条：職員）
- ・ 学校保健安全法（第23条：学校医、学校歯科医及び学校薬剤師）
- ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（第27条：学校保健安全法の準用）

(別紙1－別表)

## 算定基準限度額

利用定員 区分		30人以下	31～60人	61～90人	91～120人	121～150人	151人以上	
民間保育所	乳幼児割合 20%以上	年額	101,720円	120,800円	140,000円	157,760円	176,240円	194,000円
		月額	8,480円	10,070円	11,670円	13,150円	14,690円	16,170円
	上記以外	年額	88,040円	107,240円	126,440円	144,080円	161,600円	179,120円
		月額	7,340円	8,940円	10,540円	12,010円	13,470円	14,930円
認定こども園	乳幼児割合 20%以上	年額	101,720円	120,800円	140,000円	157,760円	176,240円	194,000円
		月額	8,480円	10,070円	11,670円	13,150円	14,690円	16,170円
	上記以外	年額	88,040円	107,240円	126,440円	144,080円	161,600円	179,120円
		月額	7,340円	8,940円	10,540円	12,010円	13,470円	14,930円
私立幼稚園	—	年額	88,040円	107,240円	126,440円	144,080円	161,600円	179,120円
		月額	7,340円	8,940円	10,540円	12,010円	13,470円	14,930円

(注1) 乳幼児は3歳未満児とし、事業開始日時点における3歳未満児の全利用児童数に対する割合により区分する。

(注2) 公定価格に含まれる嘱託医（園医）配置経費は、次のとおりとする。

年額	217,120円
月額	18,090円

(注3) 年度途中開設施設については月割りにより算出する。なお、月途中から事業を開始する場合は、事業開始月の翌月を事業開始月として月割りにより算出する。

(別紙1-1)

種別( )

施設名( )

年度 大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の  
運営にかかる向上支援費支給認定申請書(嘱託医配置円滑化事業)

利用定員  人

利用児童の状況( 時点 )

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	乳幼児の割合

0~2歳合計(人) ÷ 合計(人)

※ 民間保育所及び認定こども園のみ記載

嘱託医の配置状況

科目	配置方法	医療機関名	嘱託医氏名	委嘱(委託)期間	備考
				~	
				~	
				~	
				~	
				~	

※ 配置方法について

委嘱: 医師(個人)に嘱託医の職務を委嘱している場合

委託: 医療機関に対して嘱託医の職務を委託している場合

雇用: 施設の運営法人において雇用している医師が職務を行っている場合

(添付書類) 嘱託医の配置を証する書類の写し

委嘱の場合: 嘱託医委嘱状等

委託の場合: 委託契約書等

雇用の場合: 雇用契約書や労働条件通知書等

(別紙1-2)

種別( )

施設名( )

年度 大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の  
運営にかかる向上支援費支給認定変更届(嘱託医配置円滑化事業)

利用定員  人

利用児童の状況( 時点 )

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	乳幼児の割合

0~2歳合計(人) ÷ 合計(人)

※ 民間保育所及び認定こども園のみ記載

嘱託医の配置状況

科目	配置方法	医療機関名	嘱託医氏名	委嘱(委託)期間	備考
				~	
				~	
				~	
				~	
				~	

※ 配置方法について

委嘱: 医師(個人)に嘱託医の職務を委嘱している場合

委託: 医療機関に対して嘱託医の職務を委託している場合

雇用: 施設の運営法人において雇用している医師が職務を行っている場合

(添付書類) 嘱託医の配置を証する書類の写し

委嘱の場合: 嘱託医委嘱状等

委託の場合: 委託契約書等

雇用の場合: 雇用契約書や労働条件通知書等

(別紙1-3)

種別( )

施設名( )

年度 大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の  
運営にかかる向上支援費実績内訳書(嘱託医配置円滑化事業)

利用定員  人

利用児童の状況( 時点 )

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	乳幼児の割合
							0~2歳合計(人) ÷ 合計(人)

※ 民間保育所及び認定こども園のみ記載

対象月数	<span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 100px; height: 1.2em; vertical-align: middle;"></span>	報酬額等合計 (A+B)	<span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 100px; height: 1.2em; vertical-align: middle;"></span>
------	--	-----------------	--

嘱託医又は園医の配置状況及び配置に要した経費(年額・税込)

科目	配置方法	医療機関名	嘱託医氏名	委嘱(委託)期間	報酬額(A)
				~	
				~	
				~	
				~	
				~	
				~	

本事業の実施にあたり上記以外に医療機関へ支払った経費

支払先	金額(B)	適用

向上支援費支給額 (CとDの低い金額)	支給対象額 (C)	=	報酬額等合計 (A+B)(再掲)	-	公定価格
<span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 100px; height: 1.2em; vertical-align: middle;"></span> 円	<span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 100px; height: 1.2em; vertical-align: middle;"></span> 円		<span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 100px; height: 1.2em; vertical-align: middle;"></span> 円		<span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 100px; height: 1.2em; vertical-align: middle;"></span> 円
<span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 100px; height: 1.2em; vertical-align: middle;"></span> 円	算定基準限度額 (D)	【区分】	<span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 100px; height: 1.2em; vertical-align: middle;"></span> 円		

(添付書類) 嘱託医等への支払いを証する振込書、領収書等の写し

委嘱の場合:報酬等の支払にかかる振込書、領収書等

委託の場合:委託料の支払にかかる振込書、領収書等

雇用の場合:給与明細、賃金台帳等

## 保育所等の事故防止の取組強化事業（看護師等配置）

目的	民間保育所及び認定こども園において、看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」という）を配置する経費を支給し、保育所等の事故防止の取組を強化することで、児童の安全安心な保育環境の向上を図ることを目的とする。				
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業に専従する常勤<sup>※1</sup>又は短時間勤務<sup>※2</sup>の看護師等を1人以上配置していること。ただし、短時間勤務の者複数をもって常勤1人とすることは差し支えない。</li> <li>大阪市病児保育事業の届出に関する要綱に基づき、病児保育事業開始届を提出すること。なお、事業の種類は体調不良児対応型とし、届出に変更が生じた場合は、病児保育事業変更届を提出すること。</li> <li>緊急時に児童を受け入れてもらうための医療機関をあらかじめ選定し、事業運営への理解を求めるとともに、協力関係を構築すること。</li> <li>体調不良の児童の対応については、他の健康な児童に感染しないよう当事業実施場所と保育室・遊戯室等の間に間仕切り等を設け、職員及び他の児童の往来を制限すること。</li> <li>配置する看護師等は、次の業務を行うこと。           <ol style="list-style-type: none"> <li>事故発生時の応急対応</li> <li>保育士の事故防止の取組みへの支援</li> <li>保育中に発生した体調不良児の対応（保護者が迎えに来るまでの間） ※ 体調不良となった児童の対応は、看護師等1人につき2人程度とする。</li> <li>地域のニーズに応じた地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援</li> <li>児童の健康管理、保護者に対する指導</li> <li>感染症の予防・感染拡大防止への支援</li> <li>医療機関、保健所との連携・調整</li> </ol> </li> </ul> <p>※ 月の初日時点で支給要件を満たしていること。月途中で支給要件を満たした場合は、翌月からの起算とする。</p>				
除外規定	当該看護師等が、保育士配置基準数 <sup>※3</sup> に含まれる者及び処遇改善等加算を含む他の加算・雇用経費の対象者となった場合、その期間は支給要件を満たす月数から除外する。				
支給対象	支給要件を満たす月分の看護師等の雇用に要する経費				
算定基準	<table> <tr> <td>&lt;常 勤&gt;</td> <td>月額 374,600円</td> </tr> <tr> <td>&lt;短時間&gt;<sup>※4</sup></td> <td>月額 119,700円</td> </tr> </table>	<常 勤>	月額 374,600円	<短時間> <sup>※4</sup>	月額 119,700円
<常 勤>	月額 374,600円				
<短時間> <sup>※4</sup>	月額 119,700円				

※1 常勤

施設の定める1日当たりの勤務時間数及び1月当たりの勤務日数を満たす者をいう。

※2 短時間勤務

常勤以外の者をいう。

※3 配置基準数

公定価格の基本分単価に含まれる保育士等の数に、公定価格の各加算の適用要件及び他の事業の実施要件として配置が必要となる職員の数を加えた数をいう。

※4 短時間

算定基準「短時間」については、令和8年度までの措置とする。

○ 要綱第3条第2項（本市所定の必要な添付書類）

- ・大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費支給認定申請書（保育所等の事故防止の取組強化事業（看護師等配置））（別紙2-1）
- ・対象者の雇用契約書等の写し  
(正規職員の場合は、就業規則の勤務時間が定められた箇所の写し)
- ・対象者の資格証の写し

○ 要綱第7条第2項（本市所定の必要な添付書類）

- ・大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費支給認定変更届（保育所等の事故防止の取組強化事業（看護師等配置））（別紙2-2）
- ・対象者の雇用契約書等の写し  
(正規職員の場合は、就業規則の勤務時間が定められた箇所の写し)
- ・対象者の資格証の写し

○ 要綱第7条第3項（軽微な変更）

- ・結婚等による氏の変更
- ・算定基準額の変更を伴わない雇用契約内容の変更
- ・協力医療機関の変更または追加
- ・その他、個別事象により市長が軽微と認める場合

○ 要綱第9条第2項（本市所定の必要な添付書類）

- ・大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費実績内訳書（保育所等の事故防止の取組強化事業（看護師等配置））（別紙2-3）
- ・大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費活動内容報告書（保育所等の事故防止の取組強化事業（看護師等配置））（別紙2-4）

種別 ( )  
施設名 ( )年度 大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の  
運営にかかる向上支援費支給認定申請書  
(保育所等の事故防止の取組強化事業(看護師等配置))

## 1. 配置する看護師等

- 下記対象職員は、当事業の専従職員であり他業務と兼務は行いません。
- 下記対象職員は、処遇改善等加算を含む他の加算・雇用経費の対象者ではありません。

常勤職員の1日あたりの勤務時間 (休憩時間を除く)	時間 分
------------------------------	------

対象職員 の氏名	資格	配置予定期間 (当該年度内)	1日の 勤務時間	備考
		～	時間	

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
算定基準												

## 2. 協力医療機関

開始日	医療機関名	所在地	備考

### 3. 実施計画内容

実施内容（保健計画等）
事故発生時の応急対応について
保育士の事故防止の取組みへの支援について
保育中に発生した体調不良児の対応について
地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援について
児童の健康管理、保護者に対する指導について
感染症の予防・感染拡大防止への支援について
医療機関、保健所との連携・調整について

#### （添付書類）

- ・ 対象者の雇用契約書等の写し  
(正規職員の場合は、就業規則の勤務時間が定められた箇所の写し)
- ・ 対象者の資格証の写し

種別 ( )  
施設名 ( )年度 大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の  
運営にかかる向上支援費支給認定変更届  
(保育所等の事故防止の取組強化事業(看護師等配置))

## 1. 配置する看護師等

- 下記対象職員は、当事業の専従職員であり他業務と兼務は行いません。
- 下記対象職員は、処遇改善等加算を含む他の加算・雇用経費の対象者ではありません。

常勤職員の1日あたりの勤務時間 (休憩時間を除く)	時間 分
------------------------------	------

対象職員 の氏名	資格	配置予定期間 (当該年度内)	1日の 勤務時間	備考 (変更内容等)
		～	時間	

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
算定基準												

## 2. 協力医療機関

開始日	医療機関名	所在地	変更内容

種別 ( )  
施設名 ( )年度 大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の  
運営にかかる向上支援費実績内訳書  
(保育所等の事故防止の取組強化事業(看護師等配置))

## 1. 配置する看護師等

- 下記対象職員は、当事業の専従職員であり他業務と兼務は行っていません。
- 下記対象職員は、処遇改善等加算を含む他の加算・雇用経費の対象者ではありません。

常勤職員の1日あたりの勤務時間 (休憩時間を除く)	時間 分
------------------------------	------

対象職員 の氏名	資格	配置期間 (当該年度内)	1日の 勤務時間	欠勤日数	備考
		～	時間		
		～	時間		
		～	時間		
		～	時間		
		～	時間		
		～	時間		

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
算定基準												

## 2. 向上支援費支給額

向上支援費支給額	対象月数計
円	月

## (添付書類)

- ・ 大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費活動内容報告書  
(別紙2-4)
- ・ 欠勤のある職員の当該月の出勤簿の写し

種別 ( )  
施設名 ( )年度 大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の  
運営にかかる向上支援費活動内容報告書  
(保育所等の事故防止の取組強化事業(看護師等配置))

## 1 事故発生時の応急対応について (大阪市事故報告案件に該当するもの)

日付	歳児	概要	対応

※概要・対応欄に書ききれない場合は、別紙にて報告してください

※大阪市事故報告案件に該当するものが無い場合は、「報告案件なし」と記載してください

## 2 保育士の事故防止の取組みへの支援について (職員研修・シミュレーション訓練等)

日付	取組内容	参加人数

## 3 保育中に発生した体調不良児の対応について (保護者が迎えに来るまでの間)

月次	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
4月							
5月							
6月							
7月							
8月							
9月							
10月							
11月							
12月							
1月							
2月							
3月							
合計							

※延人数でカウントしてください

4 地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援について (在園児の相談は除く)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
生 活 習 慣							
発 育 ・ 発 達							
育 児 方 法							
疾病等(アレルギー含む)							
感染症予防・感染拡大防止							
そ の 他							
合 計							

※相談の中心となったテーマで1人1件のカウントとしてください

※別日に再度、同じ相談があった場合もその都度1人1件とカウントしてください

5 児童の健康管理、保護者に対する指導について

取 組 内 容

6 感染症の予防・感染拡大防止への支援について

取 組 内 容

7 医療機関、保健所との連携・調整について

取 組 内 容

別紙3

アレルギー対応等栄養士配置事業

目的	自園調理により給食を提供する特定教育・保育施設に対し、栄養士を配置するための経費を支給することにより、アレルギー対応給食のほか、栄養指導、栄養管理の取組を充実させ、食の分野における児童の安全確保及び食育の推進を図り、児童が健やかに成長できる環境を確保することを目的とする。								
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>国が定める公定価格の栄養管理加算の「配置」又は「嘱託」の適用を受けていること。</li> <li>栄養管理加算の対象となる栄養士の勤務時間※1が月120時間以上であること。なお、基本分単価や各種加算等の配置基準数に含まない栄養士及び他の雇用経費の対象となっていない栄養士の当該施設での勤務時間を加算することは差し支えない。</li> </ul> <p>※1 勤務時間について、当該施設内での勤務時間を指し、オンライン等を活用した業務を主とする勤務は含まない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>給食を自園調理（外部の人材が自園施設を用いて調理を行う場合を含む。）により提供していること。ただし、調理業務と本事業に関する業務を一括して外部事業者に委託している場合、前項の勤務時間の算定対象とした栄養士以外で、次表の調理員数以上を配置していること。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用定員※2</th><th>調理員数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40人以下</td><td>常勤 1人</td></tr> <tr> <td>41～150人</td><td>常勤 2人</td></tr> <tr> <td>151人以上</td><td>常勤 3人（うち1人は非常勤でも可）</td></tr> </tbody> </table> <p>※2 利用定員について、教育認定子どもへ給食提供をしない場合は、当該利用定員は除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページ等にてアレルギー対応給食を実施していることを明示していること。</li> <li>食物アレルギー対応マニュアルを作成、整備していること。</li> <li>アレルギー児に対応した献立表(材料を明記していること。)を作成していること。</li> </ul> <p>※ 月の初日時点で支給要件を満たしていること。月途中で支給要件を満たした場合は、翌月からの起算とする。</p>	利用定員※2	調理員数	40人以下	常勤 1人	41～150人	常勤 2人	151人以上	常勤 3人（うち1人は非常勤でも可）
利用定員※2	調理員数								
40人以下	常勤 1人								
41～150人	常勤 2人								
151人以上	常勤 3人（うち1人は非常勤でも可）								
除外規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該年度の教育・保育給付費の算定において「定員を恒常的に超過する場合」の減額調整が適用された場合は、交付対象から除外する。</li> </ul>								
支給対象	支給要件を満たす月分の栄養士の雇用に要する経費								
	<p>算定基準上限額（月額）から、当該年度の公定価格の栄養管理加算額（月額）を減じた額</p> <p>算定基準上限額 - 栄養管理加算額 = 算定基準額</p> <p>&lt;算定基準上限額&gt; 月額 145,700円</p>								

算定基準	【参考】栄養管理加算（月額）（令和7年度）	
	<幼稚園>	処遇改善等加算(区分1及び区分2)
	「配置」：	67,650円 + 670円 × (加算率(a) + 加算率(b) + 8.7(c))
	「嘱託」：	10,000円
	<保育所>	処遇改善等加算(区分1及び区分2)
	「配置」：	79,950円 + 790円 × (加算率(a) + 加算率(b) + 8.4(c))
	「嘱託」：	10,000円
	<認定こども園>	処遇改善等加算(区分1及び区分2)
	「配置」：	79,950円 + 790円 × (加算率(a) + 加算率(b) + 8.6(c))
	「嘱託」：	10,000円

○ 要綱第3条第2項（本市所定の必要な添付書類）

- ・ 大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費支給認定申請書（アレルギー対応等栄養士配置事業）（別紙3-1）
- ・ 対象職員の勤務条件の詳細（1か月の勤務時間等）がわかる書類  
例：雇用契約書、就業規則などの写し
- ・ 対象職員の資格証の写し
- ・ 食物アレルギー対応マニュアル
- ・ アレルギー対応給食を実施していることを明示しているホームページ等を印刷したもの
- ・ 調理業務及び本事業に関する業務の両方又はいずれかを委託している場合は、上記に加えて下記の書類
  - ▶ 委託している業務内容がわかる書類  
例：委託契約書などの写し
  - ▶ 委託している業務に従事する職員（対象職員及び調理員）のシフト表  
※ 事業開始月のもの

○ 要綱第7条第2項（本市所定の必要な添付書類）

- ・ 大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費支給認定変更届（アレルギー対応等栄養士配置事業）（別紙3-2）
- ・ 対象職員の勤務条件の詳細（1か月の勤務時間や勤務場所等）がわかる書類  
例：雇用契約書、就業規則などの写し
- ・ 対象職員の資格証の写し
- ・ 調理業務及び本事業に関する業務の両方又はいずれかを委託している場合は、上記に加えて下記の書類
  - ▶ 委託している業務に従事する職員（対象職員及び調理員）のシフト表  
※ 変更が生じた月のもの

○ 要綱第7条第3項（軽微な変更）

- ・ 結婚等による氏の変更
- ・ 除外規定に該当した場合
- ・ 栄養管理加算認定に伴う加算状況の変更（加算の変更申請を行う場合は必要）
- ・ その他、個別事象により市長が軽微と認める場合

○ 要綱第9条第2項（本市所定の必要な添付書類）

- ・ 大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費実績内訳書（アレルギー対応等栄養士配置事業）（別紙3-3）
- ・ 大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費活動内容報告書（アレルギー対応等栄養士配置事業）（別紙3-4）
- ・ 月次報告書
- ・ 調理業務及び本事業に関する業務の両方又はいずれかを委託している場合は、上記に加えて下記の書類
  - ▶ 委託している業務に従事する職員（対象職員及び調理員）の勤務実績がわかるもの例：出勤簿など

種別 ( )  
施設名 ( )

年度 大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の  
運営にかかる向上支援費支給認定申請書 (アレルギー対応等栄養士配置事業)

1. 栄養管理加算申請状況 (本事業開始時)

配置  嘱託

対象職員 の氏名	資格	配置予定期間 (当該年度内)	1か月の 勤務時間 (予定)	備考
		～	時間	
		～	時間	
		～	時間	

2. 施設での勤務時間に加算する栄養士

※ 基本分単価や各種加算等の配置基準数に含まれない栄養士及び他の雇用経費の対象となっていない栄養士

氏名	資格	配置予定期間 (当該年度内)	1か月の 勤務時間 (予定)	備考
		～	時間	
		～	時間	
		～	時間	

3. 各月の勤務予定時間

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
勤務予定 時間												

4. 調理業務について

給食を自園調理 (外部の人材が自園施設を用いて調理を行う場合を含む。) により提供しています。

利用定員に応じた調理員を配置しています。

事業開始時の利用定員 2・3号認定 人 1号認定 人

調理業務を外部事業者に委託しています。

本事業に関する栄養管理業務を外部事業者に委託しています。

教育認定子どもに給食を提供しています。

5. 食物アレルギー対応マニュアル等

食物アレルギー対応マニュアルを作成、整備しています。

アレルギー児に対応した献立表 (材料を明記している。) を作成します。

(添付書類)

- ・ 対象職員の勤務条件の詳細 (1か月の勤務時間等) がわかる書類
- ・ 対象職員の資格証の写し
- ・ 食物アレルギー対応マニュアル
- ・ アレルギー対応給食を実施していることを明示しているホームページ等を印刷したもの
- ・ 調理業務及び本事業に関する業務の両方又はいずれかを委託している場合は、上記に加えて下記の書類
  - ▶ 委託している業務内容がわかる書類
  - ▶ 委託している業務に従事する職員 (対象職員及び調理員) のシフト表

種別 ( )  
施設名 ( )

年度 大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の  
運営にかかる向上支援費支給認定変更届 (アレルギー対応等栄養士配置事業)

1. 栄養管理加算申請状況 (本事業開始時)

配置  嘱託

対象職員 の氏名	資格	配置予定期間 (当該年度内)	1か月の 勤務時間 (予定)	備考 (変更内容等)
		～	時間	

2. 施設での勤務時間に加算する栄養士

※ 基本分単価や各種加算等の配置基準数に含まれない栄養士及び他の雇用経費の対象と  
なっていない栄養士

氏名	資格	配置予定期間 (当該年度内)	1か月の 勤務時間 (予定)	備考 (変更内容等)
		～	時間	

3. 各月の勤務予定時間

勤務予定 時間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

(添付書類)

- 対象職員の勤務条件の詳細 (1か月の勤務時間等) がわかる書類
- 対象職員の資格証の写し
- 調理業務及び本事業に関する業務の両方又はいずれかを委託している場合は、上記に加えて下記の書類
  - 委託している業務内容がわかる書類
  - 委託している業務に従事する職員 (対象職員及び調理員) のシフト表

種別 ( )  
施設名 ( )

年度 大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の  
運営にかかる向上支援費実績内訳書 (アレルギー対応等栄養士配置事業)

1. 栄養管理加算認定状況

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

対象職員 の氏名	資格	配置期間 (当該年度内)	1か月の 勤務時間	備考
		~	時間	

2. 施設での勤務時間に加算する栄養士

※ 基本分単価や各種加算等の配置基準数に含まれない栄養士及び他の雇用経費の対象と  
なっていない栄養士

氏名	資格	配置期間 (当該年度内)	1か月の 勤務時間	備考
		~	時間	

3. 勤務実績について

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
勤務時間												
欠勤日数	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日

4. 調理業務について

利用定員に応じた調理員を配置しました。

事業開始時の利用定員 2・3号認定 人  
調理員の要配置人数 人

5. 向上支援費支給額

向上支援費支給額	=	算定基準上限額	対象月数	-	栄養管理加算額	配置	嘱託
円		円	月		円	月	月

(添付書類)

- ・ 大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費活動内容報告書 (別紙3-4)
- ・ 月次報告書
- ・ 調理業務及び本事業に関する業務の両方又はいずれかを委託している場合は、上記に加えて下記の書類
  - ▶ 委託している業務に従事する職員 (対象職員及び調理員) の勤務実績がわかるもの

種別 ( )  
施設名 ( )年度 大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の  
運営にかかる向上支援費活動内容報告書 (アレルギー対応等栄養士配置事業)

## 1 施設におけるアレルギー児の状況 (各月初日時点)

※ アレルギー児は、主治医の指示書等により個別の対応を要する児童とする。

月次	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
4月	人	人	人	人	人	人	人
5月	人	人	人	人	人	人	人
6月	人	人	人	人	人	人	人
7月	人	人	人	人	人	人	人
8月	人	人	人	人	人	人	人
9月	人	人	人	人	人	人	人
10月	人	人	人	人	人	人	人
11月	人	人	人	人	人	人	人
12月	人	人	人	人	人	人	人
1月	人	人	人	人	人	人	人
2月	人	人	人	人	人	人	人
3月	人	人	人	人	人	人	人
合計	人	人	人	人	人	人	人

## 2 栄養管理及びアレルギー児対応等の取組状況

月次	献立会議の開催	献立表の作成	取り組みの詳細
4月	/		
5月	/		
6月	/		
7月	/		
8月	/		
9月	/		
10月	/		
11月	/		
12月	/		
1月	/		
2月	/		
3月	/		

## 別紙4

## 保育士働き方改革推進事業（有給休暇取得促進・完全週休二日制の導入促進）

目的	休暇の取得促進と業務量の軽減及び完全週休二日制の導入促進等を図る目的で配置される保育士資格を有する職員（以下「働き方改革担当保育士」）にかかる経費を助成することによって、民間保育所等における保育士の負担を軽減し、年休取得や研修参加、離職防止、完全週休二日制の導入など保育士の働き方改革を推進する。												
支給要件	<p>● 有給休暇取得促進・完全週休二日制の導入促進 共通</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>下記①の要件を満たすこと。ただし、令和5年度から令和7年度について下記②を満たす場合も対象とする。また、令和7年度以降に新たに確認された対象施設（要綱第2条1項に掲げる対象施設のうち就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項又は第3項の認定を受け認定こども園に移行した施設及び同法第10項の規定による公示がされ認定こども園に移行した施設、並びに幼保連携型認定こども園へ移行した施設を除く）については、開設年度に限り下記②を満たす場合も対象とする。</li> </ul> <p>① 福祉サービス第三者評価を受審し、評価結果の決定を受けた日が属する年度から起算して5年度以内であること、かつ、当該評価結果を公表していること。なお、本事業開始時点において当該要件を満たさない場合は、当該年度中に評価結果の決定を受け、当該評価結果の公表に同意している場合、事業開始時点から補助要件に該当するものとみなす。</p> <p>② 「子育て支援員研修『地域保育コース』（地域型保育）」（「保育ママ事業」における基礎研修を含む）を受講完了した者（以下「子育て支援員」とする。）を事業開始時点で1人以上配置していること。ただし、保育補助者雇上げ強化事業を活用して保育補助者を雇用する場合で、本事業開始時点において当該要件を満たさない場合は、当該年度中に保育補助者が「子育て支援員研修『地域保育コース』（地域型保育）」の受講を完了し、保育補助者雇上げ強化事業の補助要件を満たせば、事業開始時点から支給要件に該当するものとみなす。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費支給認定申請書（保育士働き方改革推進事業：有給休暇取得促進）（別紙4-1-1）、（保育士働き方改革推進事業：完全週休二日制の導入促進）（別紙4-1-2）に記載した計画に基づき改善を行うこと。</li> <li>働き方改革担当保育士を含む職員の出退勤時間を必ず記録すること。</li> <li>働き方改革担当保育士については、保育士資格を有する者（配置基準数※1に含まれている者を除く。）であること。</li> </ul> <p>● 有給休暇取得促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、特定教育・保育施設においては週30時間以上（休憩時間を除く）、特定地域型保育事業者においては週20時間以上（休憩時間を除く）勤務する者であること。</li> <li>働き方改革担当保育士については、他の施設、事業と兼務できないこととする。</li> </ul> <p>● 完全週休二日制の導入促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>働き方改革担当保育士については、有給休暇取得促進と兼務できないこととする。</li> </ul>												
支給対象	月の初日時点で支給要件を満たす月分の働き方改革担当保育士の雇用に要する経費 ※ただし、上記の費用と算定基準限度額を比較して低い方の額。なお、1,000円未満の金額については、これを切り捨てる。												
算定基準	<p>● 有給休暇取得促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>働き方改革担当保育士1人あたりの年額に、4月1日時点（年度途中開設施設については事業開始日時点）の利用定員上の職員数※2により算出される人数を上限に、実際に配置している人数を乗じて、以下のとおり算出する。なお、働き方改革担当保育士が1年間（12か月）通して対象となる場合は年額、11か月以下の対象となる場合は、対象となる月数に月額を乗じて得た額とする。</li> </ul> <p>①特定教育・保育施設</p> <table> <tr> <td>働き方改革担当保育士1人につき</td> <td>年額 3,602,000円</td> <td>（月額 300,200円）</td> </tr> <tr> <td>・利用定員上の職員数12人以下</td> <td>1人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・利用定員上の職員数13人以上</td> <td>最大2人</td> <td></td> </tr> </table> <p>②特定地域型保育事業者</p> <table> <tr> <td>働き方改革担当保育士1人</td> <td>年額 1,801,000円</td> <td>（月額 150,100円）</td> </tr> </table>	働き方改革担当保育士1人につき	年額 3,602,000円	（月額 300,200円）	・利用定員上の職員数12人以下	1人		・利用定員上の職員数13人以上	最大2人		働き方改革担当保育士1人	年額 1,801,000円	（月額 150,100円）
働き方改革担当保育士1人につき	年額 3,602,000円	（月額 300,200円）											
・利用定員上の職員数12人以下	1人												
・利用定員上の職員数13人以上	最大2人												
働き方改革担当保育士1人	年額 1,801,000円	（月額 150,100円）											

算定基準	● 完全週休二日制の導入促進
	・ 4月1日時点（年度途中開設施設については事業開始日時点）の利用定員上の職員数により算出される人数に応じて、働き方改革担当保育士を配置する施設の上限を以下のとおり設定する。
	1 施設あたり
	①特定教育・保育施設
	・ 利用定員上の職員数6人以下 年額 3,452,000円（月額 287,700円）
	・ 利用定員上の職員数7～12人以下 年額 6,904,000円（月額 575,400円）
	・ 利用定員上の職員数13人以上 年額 7,480,000円（月額 623,300円）
	②特定地域型保育事業者 年額 2,005,000円（月額 167,100円）
	・ なお、働き方改革担当保育士が1年間（12か月）通して配置されている場合は年額、11か月以下の対象となる場合は、配置している月数に月額を乗じて得た額とする。
	・ 働き方改革担当保育士1人あたりの経費の助成について、上限を年額3,602,000円とする。ただし、1人の働き方改革担当保育士が対象となる期間が11か月以下の場合は、対象となる月数に月額（300,200円）を乗じて得た額とする。

※1 配置基準数 公定価格の基本分単価に含まれる保育士等の数に、公定価格の各加算の適用要件及び他の事業の実施要件として配置が必要となる職員の数を加えた数をいう。

※2 利用定員上の職員数 設定した利用定員上の児童数について、以下の算式により算出した職員の数をいう。

$$\left( \begin{array}{l} \{4歳以上児数 \times 1/30 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点2位以下切り捨て))}\} \\ + \{3歳児数 \times 1/20 \text{ (同)}\} + \{1、2歳児数 \times 1/6 \text{ (同)}\} + \{0歳児数 \times 1/3 \text{ (同)}\} \end{array} \right) \\ = \text{利用定員上の職員数 (小数点以下四捨五入)}$$

#### 要綱第3条第2項（本市所定の必要な添付書類）

- ・ 月次利用報告書
- ・ 大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費支給認定申請書  
(保育士働き方改革推進事業：有給休暇取得促進)（別紙4-1-1）  
(保育士働き方改革推進事業：完全週休二日制の導入促進)（別紙4-1-2）
- ・ 支給対象職員の雇用契約書等（正規職員の場合は、雇用開始日がわかるものと就業規則の勤務時間が定められた箇所）の写し
- ・ 支給対象保育士の保育士登録証の写し
- ・ 福祉サービス第三者評価結果報告書の写し（評価結果の公表に関する同意と、評価決定年月日が確認できる箇所）（本事業開始時点で評価決定を受けていない場合は不要）（要件①を満たしている場合のみ）
- ・ 子育て支援員研修修了証書（別紙4-1-1及び別紙4-1-2に記載の支援員分）の写し（保育補助者雇上げ強化事業を活用して保育補助者を雇用する場合で、本事業開始時点において受講完了していない場合は不要）（要件②を満たしている場合のみ）

#### 要綱第7条第2項（本市所定の必要な添付書類）

- ・ 月次利用報告書
- ・ 大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費支給認定変更届  
(保育士働き方改革推進事業：有給休暇取得促進)（別紙4-2-1）  
(保育士働き方改革推進事業：完全週休二日制の導入促進)（別紙4-2-2）
- ・ 新たに補助対象となる支給対象職員の雇用契約書等（正規職員の場合は、雇用開始日がわかるものと就業規則の勤務時間が定められた箇所）の写し
- ・ 新たに補助対象となる支給対象保育士の保育士登録証の写し

#### 要綱第7条第3項（軽微な変更）

- ・ 結婚等による氏の変更
- ・ 担当事業の変更等により対象外となる場合
- ・ その他、個別事象により市長が軽微と認める場合

#### 要綱第9条第2項（本市所定の必要な添付書類）

- ・ 月次利用報告書
- ・ 該当職員の当該年度分が1人1枚になった賃金台帳の写し
- ・ 大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費実績内訳書  
(保育士働き方改革推進事業：有給休暇取得促進)（別紙4-3-1）  
(保育士働き方改革推進事業：完全週休二日制の導入促進)（別紙4-3-2）

- ・本市が指定する期間の当該施設における支給対象職員の出勤及び退勤時間が記録された書類
- ・福祉サービス第三者評価結果報告書の写し（評価結果の公表に関する同意と、評価決定年月日が確認できる箇所）（本事業開始時点で評価決定を受けていなかった場合のみ）（要件①を満たしている場合のみ）
- ・子育て支援員研修修了証書（別紙4－1－1及び別紙4－1－2に記載の支援員分）の写し（保育補助者雇上げ強化事業を活用して保育補助者を雇用する場合で、本事業開始時点において受講完了していなかった場合のみ）（要件②を満たしている場合のみ）

種別( )  
施設名( )大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営  
にかかる向上支援費支給認定申請書（有給休暇取得促進）

## 1. 施設の利用定員数

利用定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計

利用定員上の職員数	人	最大対象者数	人
-----------	---	--------	---

## 2. 該当する要件 ※①②どちらか一方のみ記載してください

①福祉サービス第三者評価の受審状況

受審年度	年度
------	----

②配置している子育て支援員

氏名	
----	--

## 3. 対象保育士

○対象者1人目

対象者の氏名	
雇用期間 契約期間	～
支給対象期間	～
保育士資格情報	資格取得番号：一
雇用形態	
勤務状況	1週あたり( )時間

○対象者2人目

対象者の氏名	
雇用期間 契約期間	～
支給対象期間	～
保育士資格情報	資格取得番号：一
雇用形態	
勤務状況	1週あたり( )時間

○対象者3人目

対象者の氏名	
雇用期間 契約期間	～
支給対象期間	～
保育士資格情報	資格取得番号：一
雇用形態	
勤務状況	1週あたり( )時間

○対象者4人目

対象者の氏名	
雇用期間 契約期間	～
支給対象期間	～
保育士資格情報	資格取得番号： 一
雇用形態	
勤務状況	1週あたり( )時間

4. 保育士の働き方改革に関する改善計画書

改善計画

① 年休の取得計画 ※保育士全員に付与する年休の総計を記載

年 度	当該年度付与日数	繰越日数	取得日数	取得率
年度(実績)				
年度(目標)				
増△減				

- 年休取得に向けた取組み等を記載

② 研修の参加計画 ※本事業を活用して参加を予定している研修

参加予定研修名	参加予定人数	参加予定回数 (1名あたり)	延べ参加 予定回数

- 積極的な研修参加に向けた取組み等を記載

(添付書類)

- 月次利用報告書
- 補助対象職員の雇用契約書等(正規職員の場合は、雇用開始日がわかるものと就業規則の勤務時間が定められた箇所)の写し
- 支給対象保育士の保育士登録証の写し
- 福祉サービス第三者評価結果報告書の写し(評価結果の公表に関する同意と、評価決定年月日が確認できる箇所)(本事業開始時点で評価決定を受けていない場合は不要)(要件①を満たしている場合のみ)
- 子育て支援員研修修了証書(記載の支援員分)の写し(保育補助者雇上げ強化事業を活用して保育補助者を雇用する場合で、本事業開始時点において受講完了していない場合は不要)(要件②を満たしている場合のみ)

種別( )  
施設名( )大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営にかかる  
向上支援費支給認定申請書(完全週休二日制の導入促進)

## 1. 施設の利用定員数

利用定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	利用定員上の職員数	人

## 2. 該当する要件 ※①②どちらか一方のみ記載してください

①福祉サービス第三者評価の受審状況

受審年度	年度
------	----

②配置している子育て支援員

氏名	
----	--

## 3. 対象保育士

○対象者 人目

対象者の氏名	
雇用期間 契約期間	～
支給対象期間	～
保育士資格情報	資格取得番号： —
雇用形態	

○対象者 人目

対象者の氏名	
雇用期間 契約期間	～
支給対象期間	～
保育士資格情報	資格取得番号： —
雇用形態	

○対象者 人目

対象者の氏名	
雇用期間 契約期間	～
支給対象期間	～
保育士資格情報	資格取得番号： —
雇用形態	

○対象者 人目

対象者の氏名	
雇用期間 契約期間	～
支給対象期間	～
保育士資格情報	資格取得番号： —
雇用形態	

○対象者 人目

対象者の氏名	
雇用期間 契約期間	～
支給対象期間	～
保育士資格情報	資格取得番号： —
雇用形態	

○対象者 人目

対象者の氏名	
雇用期間 契約期間	～
支給対象期間	～
保育士資格情報	資格取得番号： —
雇用形態	

○対象者 人目

対象者の氏名	
雇用期間 契約期間	～
支給対象期間	～
保育士資格情報	資格取得番号： —
雇用形態	

○対象者 人目

対象者の氏名	
雇用期間 契約期間	～
支給対象期間	～
保育士資格情報	資格取得番号： —
雇用形態	

○対象者 人目

対象者の氏名	
雇用期間 契約期間	～
支給対象期間	～
保育士資格情報	資格取得番号： —
雇用形態	

#### 4. 保育士の働き方改革に関する改善計画書

##### 改善計画

###### ①週休二日の実施状況

年度（実績）	
年度（目標）	

###### ②完全週休二日制実現に向けた取組み等を記載

###### （添付書類）

- ・月次利用報告書
- ・補助対象職員の雇用契約書等（正規職員の場合は、雇用開始日がわかるものと就業規則の勤務時間が定められた箇所）の写し
- ・支給対象保育士の保育士登録証の写し
- ・福祉サービス第三者評価結果報告書の写し（評価結果の公表に関する同意と、評価決定年月日が確認できる箇所）（本事業開始時点で評価決定を受けていない場合は不要）（要件①を満たしている場合のみ）
- ・子育て支援員研修修了証書（記載の支援員分）の写し（保育補助者雇上げ強化事業を活用して保育補助者を雇用する場合で、本事業開始時点において受講完了していない場合は不要）（要件②を満たしている場合のみ）

種別( )  
施設名( )大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営に  
かかる向上支援費支給認定変更届(有給休暇取得促進)

## 1. 対象保育士

## ○対象者1人目

対象者の氏名	
雇用期間 契約期間	～
支給対象期間	～
保育士資格情報	資格取得番号: —
雇用形態	
勤務状況	1週あたり( )時間

## ○対象者2人目

対象者の氏名	
雇用期間 契約期間	～
支給対象期間	～
保育士資格情報	資格取得番号: —
雇用形態	
勤務状況	1週あたり( )時間

## ○対象者3人目

対象者の氏名	
雇用期間 契約期間	～
支給対象期間	～
保育士資格情報	資格取得番号: —
雇用形態	
勤務状況	1週あたり( )時間

## ○対象者4人目

対象者の氏名	
雇用期間 契約期間	～
支給対象期間	～
保育士資格情報	資格取得番号: —
雇用形態	
勤務状況	1週あたり( )時間

○対象者5人目

対象者の氏名	
雇用期間 契約期間	～
支給対象期間	～
保育士資格情報	資格取得番号： 一
雇用形態	
勤務状況	1週あたり( )時間

○対象者6人目

対象者の氏名	
雇用期間 契約期間	～
支給対象期間	～
保育士資格情報	資格取得番号： 一
雇用形態	
勤務状況	1週あたり( )時間

○対象者7人目

対象者の氏名	
雇用期間 契約期間	～
支給対象期間	～
保育士資格情報	資格取得番号： 一
雇用形態	
勤務状況	1週あたり( )時間

○対象者8人目

対象者の氏名	
雇用期間 契約期間	～
支給対象期間	～
保育士資格情報	資格取得番号： 一
雇用形態	
勤務状況	1週あたり( )時間

(添付書類)

- ・月次利用報告書
- ・新たに支給対象となる職員の雇用契約書等（正規職員の場合は、雇用開始日がわかるものと就業規則の勤務時間が定められた箇所）の写し
- ・新たに支給対象となる職員の保育士登録証の写し

種 別 ( )  
施設名 ( )大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営にかかる  
向上支援費支給認定変更届（完全週休二日制の導入促進）

## 1. 対象保育士

## ○対象者 人目

対象者の氏名	
雇用期間 契約期間	～
支給対象期間	～
保育士資格情報	資格取得番号： 一
雇用形態	

## ○対象者 人目

対象者の氏名	
雇用期間 契約期間	～
支給対象期間	～
保育士資格情報	資格取得番号： 一
雇用形態	

## ○対象者 人目

対象者の氏名	
雇用期間 契約期間	～
支給対象期間	～
保育士資格情報	資格取得番号： 一
雇用形態	

## ○対象者 人目

対象者の氏名	
雇用期間 契約期間	～
支給対象期間	～
保育士資格情報	資格取得番号： 一
雇用形態	

## ○対象者 人目

対象者の氏名	
雇用期間 契約期間	～
支給対象期間	～
保育士資格情報	資格取得番号： 一
雇用形態	

○対象者 人目

対象者の氏名	
雇用期間 契約期間	～
支給対象期間	～
保育士資格情報	資格取得番号： —
雇用形態	

○対象者 人目

対象者の氏名	
雇用期間 契約期間	～
支給対象期間	～
保育士資格情報	資格取得番号： —
雇用形態	

○対象者 人目

対象者の氏名	
雇用期間 契約期間	～
支給対象期間	～
保育士資格情報	資格取得番号： —
雇用形態	

○対象者 人目

対象者の氏名	
雇用期間 契約期間	～
支給対象期間	～
保育士資格情報	資格取得番号： —
雇用形態	

○対象者 人目

対象者の氏名	
雇用期間 契約期間	～
支給対象期間	～
保育士資格情報	資格取得番号： —
雇用形態	

(添付書類)

- ・月次利用報告書
- ・新たに支給対象となる職員の雇用契約書等（正規職員の場合は、雇用開始日がわかるものと就業規則の勤務時間が定められた箇所）の写し
- ・新たに支給対象となる職員の保育士登録証の写し

種別（  
施設名（  
）  
）大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の  
運営にかかる向上支援費実績内訳書（有給休暇取得促進）

## 1. 対象保育士

○対象者1人目

対象者の氏名								月数	
雇用期間 契約期間	～							月数	
支給対象期間	4	5	6	7	8	9	年間給与総額		
							総額のうち処遇等		
	10	11	12	1	2	3	年間社会保険料		
							雇用形態		
支給対象経費	給与等			法定福利費					

○対象者2人目

対象者の氏名								月数	
雇用期間 契約期間	～							月数	
支給対象期間	4	5	6	7	8	9	年間給与総額		
							総額のうち処遇等		
	10	11	12	1	2	3	年間社会保険料		
							雇用形態		
支給対象経費	給与等			法定福利費					

○対象者3人目

対象者の氏名								月数	
雇用期間 契約期間	～							月数	
支給対象期間	4	5	6	7	8	9	年間給与総額		
							総額のうち処遇等		
	10	11	12	1	2	3	年間社会保険料		
							雇用形態		
支給対象経費	給与等			法定福利費					

○対象者4人目

対象者の氏名								
雇用期間 契約期間	～							月数
支給対象期間	4	5	6	7	8	9	年間給与総額	
							総額のうち処遇等	
	10	11	12	1	2	3	年間社会保険料	
							雇用形態	
支給対象経費	給与等		法定福利費					

○対象者5人目

対象者の氏名								
雇用期間 契約期間	～							月数
支給対象期間	4	5	6	7	8	9	年間給与総額	
							総額のうち処遇等	
	10	11	12	1	2	3	年間社会保険料	
							雇用形態	
支給対象経費	給与等		法定福利費					

○対象者6人目

対象者の氏名								
雇用期間 契約期間	～							月数
支給対象期間	4	5	6	7	8	9	年間給与総額	
							総額のうち処遇等	
	10	11	12	1	2	3	年間社会保険料	
							雇用形態	
支給対象経費	給与等		法定福利費					

配置上限	
------	--

○支給額算定

金額	支給額
算定基準限度額 (支給限度額)	
対象事業費見込額	

## 2 改善実績

### ① 年休の取得実績 ※保育士全員の年休取得実績を記載

年 度	当該年度 付与日数	繰越日数	取得日数	取得率
年度 (実 績)				
年度 (実 績)				
増△減				

- 年休取得率 (実績) が前年を下回った場合は理由及び改善に向けた取組み等を記載

### ② 研修の参加実績

参加研修名	参加人数	参加回数 (1名あたり)	延べ参 加回数

- 改善計画書と相違がある場合は理由及び改善に向けた取組み等を記載

(添付書類)

- 月次利用報告書
- 該当職員の当該年度分が1人1枚になった賃金台帳の写し
- 本市が指定する期間の当該施設における支給対象職員の出勤及び退勤時間が記録された書類
- 福祉サービス第三者評価結果報告書の写し (評価結果の公表に関する同意と、評価決定年月日が確認できる箇所) (本事業開始時点で評価決定を受けていなかった場合のみ) (要件①を満たしている場合のみ)
- 子育て支援員研修修了証書 (別紙4-1-1に記載の支援員分) の写し (保育補助者雇上げ強化事業を活用して保育補助者を雇用する場合で、本事業開始時点において受講完了していなかった場合のみ) (要件②を満たしている場合のみ)

種別( )  
施設名( )大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営にかかる  
向上支援費実績内訳書（完全週休二日制の導入促進）

## 1. 対象保育士

## ○対象者 人目

対象者の氏名								月数	月数
雇用期間 契約期間	～								
支給対象期間	4	5	6	7	8	9	年間給与総額		
							総額のうち処遇等		
	10	11	12	1	2	3	年間社会保険料		
							雇用形態		
支給対象経費	給与等		法定福利費						

## ○対象者 人目

対象者の氏名								月数	月数
雇用期間 契約期間	～								
支給対象期間	4	5	6	7	8	9	年間給与総額		
							総額のうち処遇等		
	10	11	12	1	2	3	年間社会保険料		
							雇用形態		
支給対象経費	給与等		法定福利費						

## ○対象者 人目

対象者の氏名								月数	月数
雇用期間 契約期間	～								
支給対象期間	4	5	6	7	8	9	年間給与総額		
							総額のうち処遇等		
	10	11	12	1	2	3	年間社会保険料		
							雇用形態		
支給対象経費	給与等		法定福利費						

○対象者 人目

対象者の氏名								月数	
雇用期間 契約期間	～								
支給対象期間	4	5	6	7	8	9	年間給与総額		
							総額のうち処遇等		
	10	11	12	1	2	3	年間社会保険料		
							雇用形態		
支給対象経費	給与等			法定福利費					

○対象者 人目

対象者の氏名								月数	
雇用期間 契約期間	～								
支給対象期間	4	5	6	7	8	9	年間給与総額		
							総額のうち処遇等		
	10	11	12	1	2	3	年間社会保険料		
							雇用形態		
支給対象経費	給与等			法定福利費					

○対象者 人目

対象者の氏名								月数	
雇用期間 契約期間	～								
支給対象期間	4	5	6	7	8	9	年間給与総額		
							総額のうち処遇等		
	10	11	12	1	2	3	年間社会保険料		
							雇用形態		
支給対象経費	給与等			法定福利費					

○対象者 人目

対象者の氏名									月数	
雇用期間 契約期間	～									
支給対象期間	4	5	6	7	8	9	年間給与総額		月数	
							総額のうち処遇等			
	10	11	12	1	2	3	年間社会保険料		月数	
							雇用形態			
支給対象経費	給与等			法定福利費						

○対象者 人目

対象者の氏名									月数	
雇用期間 契約期間	～									
支給対象期間	4	5	6	7	8	9	年間給与総額		月数	
							総額のうち処遇等			
	10	11	12	1	2	3	年間社会保険料		月数	
							雇用形態			
支給対象経費	給与等			法定福利費						

○対象者 人目

対象者の氏名									月数	
雇用期間 契約期間	～									
支給対象期間	4	5	6	7	8	9	年間給与総額		月数	
							総額のうち処遇等			
	10	11	12	1	2	3	年間社会保険料		月数	
							雇用形態			
支給対象経費	給与等			法定福利費						

○支給額算定

	金額
算定基準限度額 (支給限度額)	
対象事業費見込額	

2. 保育士の働き方改革に関する改善実績

改善計画

①週休二日の実施状況

年度（実績）	
年度（実績）	

②週休二日の実施状況（実績）が前年を下回った場合は理由及び改善に向けた取組み等を記載

（添付書類）

- ・月次利用報告書
- ・該当職員の当該年度分が1人1枚になった賃金台帳の写し
- ・本市が指定する期間の当該施設における支給対象職員の出勤及び退勤時間が記録された書類
- ・福祉サービス第三者評価結果報告書の写し（評価結果の公表に関する同意と、評価決定年月日が確認できる箇所）（本事業開始時点での評価決定を受けていなかった場合のみ）（要件①を満たしている場合のみ）
- ・子育て支援員研修修了証書（別紙4-1-2に記載の支援員分）の写し（保育補助者雇上げ強化事業を活用して保育補助者を雇用する場合で、本事業開始時点において受講完了していなかった場合のみ）（要件②を満たしている場合のみ）

〔様式第1号〕

年 月 日

(あて先) 大阪市長

法人等所在地  
法人等名称  
代表者職  
代表者氏名

大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の  
運営にかかる向上支援費支給認定申請書

標題の向上支援費について支給認定を受けたいので、大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費支給要綱第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 対象施設名

2 支給認定を受けようとする向上支援費の種類及び事業開始月

- 嘴託医配置円滑化事業 ( 年 月 )  
 保育所等の事故防止の取組強化事業 (看護師等配置)  
( 年 月 )  
 アレルギー対応等栄養士配置事業 ( 年 月 )  
 保育士働き方改革推進事業 ( 年 月 )

3 添付書類

大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費支給要綱の別紙1から別紙4までに記載の書類

〔様式第2号〕

様

大こ青第 号

年 月 日

大阪市長

大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の  
運営にかかる向上支援費支給認定決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費については、次のとおり決定することとしたので、大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費支給要綱第4条第1項の規定により通知します。

1 対象施設名

2 支給認定決定した向上支援費の種類及び認定開始月

- 嘴託医配置円滑化事業 ( 年 月 )  
 保育所等の事故防止の取組強化事業 (看護師等配置)  
( 年 月 )  
 アレルギー対応等栄養士配置事業 ( 年 月 )  
 保育士働き方改革推進事業 ( 年 月 )

3 向上支援費の支給条件

- (1) 大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費支給要綱第17条に規定する立入検査等を行う場合は、これに協力すること。
- (2) 向上支援費の支給に際して入手した個人情報は、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年大阪市条例第5号）の趣旨を踏まえ、その漏えい、滅失、き損等の防止、その他個人情報の保護に必要な体制の整備及び措置を講じ、適正に管理すること。
- (3) その他、大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費支給要綱の規定を遵守すること。

4 その他

本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

[様式第3号]

大こ青第 号  
年 月 日

様

大阪市長

大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の  
運営にかかる向上支援費不支給認定決定通知書

年 月 日付けて申請のあった大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費については、次の理由により支給しないこととしたので、大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費支給要綱第4条第2項の規定により通知します。

1 対象施設名

2 支給しない理由

〔様式第4号〕

年 月 日

(あて先) 大阪市長

法人等所在地  
法人等名称  
代表者職  
代表者氏名

大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の  
運営にかかる向上支援費支給認定申請取下書

年 月 日付け大こ青第 号にて通知のあった大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費支給認定決定について、大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費支給要綱第5条1項の規定により申請を取り下げます。

1 対象施設名

2 向上支援費支給認定決定通知書を受け取った日

年 月 日

3 取り下げる向上支援費の種類

- 嘴託医配置円滑化事業
- 保育所等の事故防止の取組強化事業（看護師等配置）
- アレルギー対応等栄養士配置事業
- 保育士働き方改革推進事業

4 取下げの理由

[様式第5号]

年 月 日

(あて先) 大阪市長

法人等所在地

法人等名称

代表者職

代表者氏名

大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の  
運営にかかる向上支援費支給認定変更届

年 月 日付け大こ青第 号にて向上支援費の支給認定決定を受けた内容について変更が生じるため、大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費支給要綱第7条第1項の規定により、次のとおり変更届を提出します。

1 対象施設名

2 変更する向上支援費の種類及び変更が生じた月

- 嘴託医配置円滑化事業 ( 年 月 )
- 保育所等の事故防止の取組強化事業 (看護師等配置)  
( 年 月 )
- アレルギー対応等栄養士配置事業 ( 年 月 )
- 保育士働き方改革推進事業 ( 年 月 )

3 添付書類

大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費支給要綱の別紙1から別紙4までに記載の書類

〔様式第6号〕

大こ青第 号  
年 月 日

様

大阪市長

大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の  
運営にかかる向上支援費の事情変更による支給認定決定取消・変更通知書

年 月 日付け大こ青第 号等にて向上支援費の支給認定決定  
した内容について、大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営にか  
かる向上支援費支給要綱第8条第2項の規定により、次のとおり取消し・変更したの  
で通知します。

1 対象施設名

2 取消し・変更の内容

3 取消し・変更の理由

〔様式第7号〕

年 月 日

(あて先) 大阪市長

法人等所在地  
法人等名称  
代表者職  
代表者氏名

大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の  
運営にかかる向上支援費実績報告書

年 月 日付け大こ青第 号等にて向上支援費の支給認定決定を受けた内容について、大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費支給要綱第9条第1項の規定により、次のとおり実績を報告します。

1 対象施設名

2 向上支援費の種類

- 嘴託医配置円滑化事業
- 保育所等の事故防止の取組強化事業（看護師等配置）
- アレルギー対応等栄養士配置事業
- 保育士働き方改革推進事業

3 向上支援費の予定金額

金 円

4 添付書類

- (1) 大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費収支決算書〔様式第7号（別添）〕
- (2) 大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費支給要綱の別紙に記載の書類

〔様式第7号（別添）〕

施設名：

大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の  
運営にかかる向上支援費収支決算書

	向上支援費 予定金額	概算払済額	差引額
嘱託医配置円滑化事業	円	円	円
保育所等の事故防止の 取組強化事業 (看護師等配置)	円	円	円
アレルギー対応等 栄養士配置事業	円	円	円
保育士働き方改革推進 事業	円	円	円
合計	円	円	円

〔様式第8号〕

大こ青第 号  
年 月 日

様

大阪市長

大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の  
運営にかかる向上支援費額確定通知書

年 月 日付け大こ青第 号等にて支給認定決定した大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費については、次のとおり向上支援費を確定したので大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費支給要綱第10条の規定により通知します。

1 対象施設名

2 向上支援費の支給確定金額

金 円

3 向上支援費の支給確定金額内訳

- |   |   |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 嘴託医配置円滑化事業               | 円 |
| <input type="checkbox"/> 保育所等の事故防止の取組強化事業（看護師等配置） | 円 |
| <input type="checkbox"/> アレルギー対応等栄養士配置事業          | 円 |
| <input type="checkbox"/> 保育士働き方改革推進事業             | 円 |

〔様式第9号〕

大こ青第 号  
年 月 日

様

大阪市長

大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の  
運営にかかる向上支援費支給認定決定取消通知書

年 月 日付け大こ青第 号等にて支給認定決定した大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費については、次のとおり支給認定決定を取消したので、大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費支給要綱第12条第3項の規定により通知します。

1 対象施設名

2 取消しの内容

3 取消しの理由

〔様式第 10 号〕

大こ青第 号  
年 月 日

様

大阪市長

大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の  
運営にかかる向上支援費支給返還決定通知書

年 月 日付け大こ青第 号による大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費の取消しに伴い、大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費支給要綱第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり返還を求めます。

1 対象施設名

2 返還決定額

金 円

3 返還期日

年 月 日

4 返還方法

別添の納付書による

〔様式第 11 号〕

大こ青第 号  
年 月 日

様

大阪市長

大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の  
運営にかかる向上支援費額更正通知書兼返還決定通知書

年 月 日付け大こ青第 号にて確定した大阪市特定教育・保育  
施設及び特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費については、次のとおり向  
上支援費を更正したので、大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運  
営にかかる向上支援費支給要綱第14条第1項の規定により通知し、返還を求めます。

1 対象施設名

2 更正額の内容

更正前の額	更正後の額	差 額
円	円	円

3 返還決定額

金 円

4 返還期日

年 月 日

5 返還方法

別添の納付書による